

社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会福祉機器及び器具備品等貸出し事業運営要綱

平成24年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、福祉機器（以下「機器」という。）及び社会福祉協議会所有の器具備品等（以下「備品」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業の運営)

第2条 事業の実施及び運営は、社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会が運営するものとする。

(機器及び備品の種類並びに貸出し対象者)

第3条 貸出しの対象となる機器及び備品は、別表「種類欄」に掲げるものとし、その対象者は、同表の「対象者欄」に掲げるものとする。

(貸出しの手続き)

第4条 機器及び備品を利用しようとする者は、吉岡町社会福祉協議会福祉機器及び器具備品等借用申請書（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）を事前に会長に提出しなければならない。

(費用)

第5条 機器及び備品の貸出しは、無料とする。

(使用の制限)

第6条 利用者は、この要綱で定める目的以外への使用または、第三者への転貸をしてはならない。

(貸出しの期間)

第7条 機器の貸出し期間は、原則として同一使用者による貸出し期間は3ヶ月間とする。ただし、会長が必要と認めたときはこの限りではない。

2 備品の貸出し期間は、原則として1週間以内とする。

(損害賠償)

第8条 この事業の利用者は、その責めに帰すべき理由により機器及び備品を損傷し、又は滅失したときは、会長の指示に従いこれを補償し、又は修理しなければならない。

(機器及び備品の返還)

第9条 会長は、利用者が第6条に反したときは、機器及び備品の返還を求めることが出来る。

2 利用者は、貸出しを受ける理由が消滅したとき及び前号により機器及び備品の返還を求められたときは、速やかに返還しなければならない。

3 機器及び備品の返還は、職員立ち会いにより確認を受けなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。